

○越谷市総合振興計画審議会部会規程

昭和44年5月13日規則第11号

改正 昭和57年5月4日規則第34号

平成11年6月25日規則第42号

平成22年5月28日規則第51号

第1条 越谷市総合振興計画審議会条例（昭和44年条例第14号。以下「条例」という。）第7条により次に掲げる部会を置く。

（1） 地域づくり・行財政運営部会

（2） 福祉・健康部会

（3） 都市基盤整備部会

（4） 環境・防災・産業振興部会

（5） 生涯学習部会

第2条 部会に属させる委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長及び副部会長1名を置き、部会に属する委員の互選によつて定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌握する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第3条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会は委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 部会の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 越谷市建設審議会部会規程（昭和33年規則第6号）は、廃止する。

附 則（昭和57年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。